税務課からのお知らせ

問 ☎62－2153

国民健康保険税の納税通知書発送

7月上旬に世帯主宛に発送します。世帯主が職場の健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛に納税通知書が届きます。（世帯主分の保険税は含まれていません）

国民健康保険税の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児の均等割の5割を軽減します。

※未就学児：来年の3月末までに7歳を迎えていない子ども

国民健康保険税の減免

①新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税を減免する場合があります。

対象世帯

(1)主たる生計維持者が、死亡または重篤な傷病を負った場合

(2)主たる生計維持者の事業収入や給与収入等の減少が見込まれ、次のアからウのすべてに該当する世帯

ア　事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ　前年の合計所得金額が1、000万円以下

ウ　減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

申請方法

原則郵送による申請

※申請用紙は町ホームページに掲載

申請期限

7月8日(金)～8月1日(月)

※途中加入者は最初の納期限日

②多子世帯の均等割の減免

少子社会への対応及び子育て世帯への町独自の支援策の一環として、第3子以降の子どもの均等割を次の要件のもとに全額減免します。

対　象　18歳以下の子どもが3人以上いる世帯で第3子以降の子ども

※18歳以下：来年の3月末までに19歳を迎えていない子ども

町民課からのお知らせ

問 ☎62－2154

マイナポイント第2弾

健康保険証利用申込と公金受取口座の登録後マイナポイント受取の申込みでそれぞれ7、500**ポイント**がもらえます。

申込方法

- スマートフォン　- パソコン
- 手続スポット（郵便局、携帯ショップ、一部コンビニ等）

※すでに健康保険証利用申込や公金受取口座を登録済みの方も申込みは必要です。

※先着順ではありませんので、慌てずにお申込みください。

※お申込みの際、町民課窓口で職員補助をご希望の方は、電話での予約制となります。（1人最大30分程度かかります）

申込に必要なもの

- マイナンバーカード
- 利用者証明書用パスワード（マイナンバーカード受取時に打ち込んだ4ケタの数字です）
- ポイント受取に使用するキャッシュレス決済サービス（電子マネー等）（申込時、決済サービスIDとセキュリティコードが必要です。また事前登録の必要なサービスもありますので、あらかじめご確認ください）

※公金口座の登録の方は口座番号と支店名がわかるもの（通帳等）を併せてお持ちください。

※健康保険証利用登録の方は保険証の持参は不要です。

マイナポイントについての詳しいお問い合わせはマイナンバーフリーダイヤルへ

☎0120－95－0178（土日祝含む9時30分～20時）

マイナンバーカード手続の特別開庁

～平日の時間内に来庁できない方へ～

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います。（無料）

日　時　7月16日(土)　9時～12時

7月7日(木)・21日(木)

17時15分～19時

予約方法　事前にお電話で予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

国民健康保険「被保険者証」の送付

現在、お持ちの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日となっております。

新しい被保険者証は7月中旬以降、簡易書留郵便にてお送りします。期限の切れた被保険者証は、役場町民課まで返却していただくか、ご自身で廃棄してください。

限度額適用認定証等の更新

窓口でのお支払いが限度額までで済む「限度額適用認定証」は、申請により交付されます。住民税非課税世帯には、入院時の食事代の減額も併せた「限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。どちらの認定証も有効期限が7月末日となっておりますので、継続して入院している方などは8月以降、再度申請が必要です。外来・薬局でも適用できますので、必要な方は役場町民課保険年金担当の窓口にて申請してください。

国民年金保険料の免除制度

保険料の未納状態が続くと、将来受給できる年金額に影響がでるほか、万一障害や死亡といった不慮の事態が発生した際に、障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられない場合があります。そのため国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除や猶予となる制度があります。

1　申請免除

所得が少なく保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が免除されます。申請者本人（被保険者）・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のように免除が承認されます。

①　全額免除

②　4分の3免除

③　半額免除

④　4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は、承認通知書と合わせて日本年金機構から送られます。期限内に納付してください。

2　納付猶予

50歳未満の方（学生を除く）で本人（被保険者）・配偶者の前年所得が基準額以下の場合、保険料の支払が猶予されます。

3　申請免除等の承認期間と申請時期

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。令和4年度の免除申請は7月1日から申請できます。

※過年度の申請も申請月から2年1か月前まで遡って申請可能です。詳細は窓口や電話でご相談ください。

川越年金事務所

☎049－242－2657

後期高齢者医療保険「被保険者証」「保険料通知」の送付

■被保険者証

令和4年度は10月に窓口負担割合の見直しが行われるため、被保険者証を2回交付します。

1回目は、令和4年8月1日から令和4年9月30日までご使用いただく被保険者証（茶色）を送付します。7月下旬頃に転送不要の簡易書留郵便にて送付しますので、必ず受領してください。

2回目は、令和4年10月1日から令和5年7月31日までご使用いただく被保険者証（ピンク）を9月下旬頃に送付します。

■保険料通知

令和4年度の保険料通知は、7月下旬頃に送付しますので必ずご確認ください。なお、納期後一定期間経過すると、督促状を送付する場合がありますので、納期限までにお支払ください。

問合先

窓口負担割合の見直しに係るコールセンター（埼玉県後期高齢者医療広域連合）月曜日から金曜日（祝日除く）

8時30分～17時15分

☎0120－085－950

長寿生きがい課からのお知らせ

問 ☎62－0718

介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者（65歳以上の方）が次の被害を受けた場合、介護保険料の減免制度があります。

- 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合
- 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する場合

詳細は町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

7月は虐待ゼロ推進月間

虐待はいかなる理由があっても禁止されるものです。虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの場合は、「埼玉県虐待通報ダイヤル#7171」に電話してください。（ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合0120－80－7171、どちらもつながらない場合は048－762－7533へ）

詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

▲埼玉県ホームページ

健康いきいき課からのお知らせ

問 ☎59－6911

看護師の募集

■職務内容　赤ちゃん訪問

■勤務日数　月2～3日程度

ご希望の方は健康いきいき課までお問い合わせください。